

# 東大阪市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者（法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。）の業務管理体制の整備に関する事項の届出について必要な事項を定める。

(業務管理体制の整備の届出)

第2条 法第115条の32第2項の規定による届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について様式第1により行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項の規定による届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、様式第2により行うものとする。

2 前項の届出は、届出事項の変更があった日から、遅滞なく、行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、様式第1により行うものとする。

2 前項の届出は、区分の変更があった日から、遅滞なく、行うものとする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国及び都道府県に対して、  
情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。